

高松市監査委員告示第9号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年3月2日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日	
1	H29	H30.1.31	第4号	意見【重点】	青少年健全育成団体に対する補助金等の総合的な見直しについて	P16	教育局	R8.1.23	
2	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24		総務課 学校施設整備室	R8.1.27
3				指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24			
4	R2	R3.2.26	第3号	意見	適正な受益者負担について	P21	市民局	香川総合センター R8.1.29	

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度及び31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度及び31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

## 2 平成29年度の重点取組事項

### (2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

## 2 平成31年度の重点取組事項

### (2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	青少年健全育成団体に対する補助金等の総合的な見直しについて		
意見の内容	少年育成委員に対する研修参加に係る旅費を本市からの直接支給に転換するとともに、少年育成委員連絡協議会事業補助金と青少年健全育成市民会議事業補助金を整理統合するなど、青少年健全育成団体に対する補助金等の総合的な見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P16		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	教育局 生涯学習課
措置結果	<p>本件意見については、令和5年度から、高松市少年育成委員連絡協議会（以下「育連協」という。）及び高松市青少年健全育成市民会議（以下「市民会議」という。）において、補助金等の総合的な見直しについて、調整・協議を行った結果、育連協の広報啓発事業は、市民会議に、また、少年育成委員に係る連絡調整事業及び研修関連事業は、少年育成センターに、それぞれ移管することとし、7年3月末をもって、育連協は解散した。</p> <p>なお、少年育成委員の研修参加に係る旅費については、旅費の支給対象であった市外への研修に参加する事業がないため、支給を要しなくなった。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月27日
所管課等	教育局 総務課学校施設整備室
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日付けで高松市公有財産事務取扱規則が改正され、行政財産の目的外使用に関し、連帯保証人は不要となった。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P24		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月27日
所管課等	教育局 総務課学校施設整備室
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和2年4月から、行政財産の使用許可の期間が1か月以上のものは、行政財産使用許可台帳を作成している。</p> <p>また、高松市公有財産事務取扱規則等を遵守するよう、8年1月に、業務マニュアルを更新し、室内に周知徹底を図るとともに、決裁時には行政財産使用許可台帳の確認を徹底するなど、審査体制を強化した。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	適正な受益者負担について		
意見の内容	施設利用者に、利用価値に見合った使用料を負担してもらうなど、適正な受益者負担となるよう、内規の減免基準等を見直すことについて、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P21		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月29日
所管課等	市民局 香川総合センター
措置結果	<p>本件意見に係るアマチュアスポーツで使用する香川町グリーンセンター大集会室使用料の減免については、令和7年4月から、高松市受益者負担見直し基準に基づき、適正な受益者負担となるよう、局内において検討した結果、当該施設の老朽化や、近隣類似施設が同額の使用料や減免基準を設定していることなどから、同年12月に改正した、高松市地域交流会館条例において定めている当該施設の使用料については、現行の料金を据え置くこととし、減免基準等を示した内規においても、現行の減免割合が妥当であると判断した。</p>